

## Ⅲ 生活費及び医療費に困ったときの支援制度

### Ⅰ 生活費に困ったときは？

病気やケガのために経済的な不安があるときに、生活を援助する制度があります。

(1) 生活保護	(4) 住宅確保給付金
(2) 生活福祉資金	(5) 新たな住宅セーフティネット制度における相談支援
(3) 無料低額診療所	

(1) 生活保護	
概要	病気やケガなどで働けなくなったり、働いていても収入が少なく生活に困ったりしている場合に、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自分の力で生活できるようになるまで援助する制度。
要件	他の法律や制度を活用することが前提。それでもなお、生活が営めない時に、その窮する程度に応じて生活保護費が支給される。なお、認定は生計を同一にしている世帯単位で行われる。
支給額	国が定めた基準に基づく額から、その世帯の収入を差し引いた額を支給。障がい等により加算される場合がある。
手続き	担当窓口で申請手続き後、実態調査を経て原則14日以内（調査等に日時を要する場合は30日以内）に決定される。
窓口	市福祉事務所（P47～）・県保健福祉事務所福祉課又は町村（P53～） *長和町・青木村にお住いの方の生活保護は佐久保健福祉事務所福祉課が管轄

(2) 生活福祉資金	
目的	低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対し、世帯の経済的自立や在宅福祉・社会参加の促進を図ることを目的に、資金貸付（低利又は無利子）と必要な相談・支援を行う。
概要	総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金
対象者	借受人の対象は原則世帯主で、借金人の返済能力、資金種類、用途目的により、同一世帯の連帯借受人の設定が必要なケースがある。
連帯保証人	原則として必要。
窓口	市町村社会福祉協議会

(3) 無料低額診療所	
目的	生計困難者が、経済的理由で必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料又は低額な料金で診療を行う。
対象者	低所得者、要保護者、ホームレス、DV被害者、人身取引被害者などの生計困難者
窓口	以下の県内9カ所の医療機関が対象。詳細は問い合わせが必要。

医療機関	〒	所在地	電話番号
賛育会クリニック	389-1105	長野市豊野町豊野634	026-257-2470
諏訪共立病院	393-0077	諏訪郡下諏訪町矢木町 214	0266-28-3071
長野中央病院	380-0814	長野市西鶴賀1570	026-234-3211
松本協立病院	390-0817	松本市巾上9-26	0263-35-5300
塩尻協立病院	399-0716	塩尻市栈敷437	0263-53-5353
健和会病院	395-0801	飯田市鼎中平1936	0265-23-3116
上伊那生協病院	399-4601	上伊那郡箕輪町大字中箕輪 11324	0265-79-8813
やすらぎクリニック須坂	382-0011	須坂市大字日滝字寺 2881-1	026-213-6550
上田生協診療所	386-0042	上田市上塩尻393-1	0268-23-0199

(4) 住居確保給付金	
目的	離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある者に対し、安定した住居の確保と就労自立を図ることを目的に、給付金を支給する。
要件	収入要件、資産要件、就職活動要件がある。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 離職等後2年以内の者</li> <li>・ 離職等の日において世帯の生計を主として維持していたこと</li> <li>・ ハローワークに求職の申し込みをしていること</li> <li>・ 国の雇用施策による給付等を受けていないこと</li> <li>・ 申請者および同一世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと</li> </ul>
支給額	賃貸住宅の家賃額（上限額は住宅扶助特別基準額）
支給期間	原則3か月（就職活動を誠実にやっている場合は3か月延長可）・・・最長9か月まで
窓口	生活就労支援センター（まいさば）P33～

Ⅲ 生活費及び医療費に困ったときの支援制度

(5) 新たな住宅セーフティネット制度における相談支援	
目的	住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅の登録を促進するとともに、住宅確保要配慮者が円滑に住宅に入居できるよう居住支援法人や居住支援協議会が住宅のマッチング・入居支援を実施する。
対象者	低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯等
支援内容	入居相談、情報提供、賃貸住宅契約における家賃債務保証、訪問・見守り等
窓口	以下のお近くの居住支援法人（県内4か所）

法人名	〒	住所	業務エリア	電話番号
社会福祉法人 長野県社会福祉協議会	380-0936	長野市中御所岡田9 8-1	長野県全域	026-228-4244
社会福祉法人 小海町社会福祉協議会	384-1103	南佐久郡小海町大 字豊里805	小海町	0267-92-4107
社会福祉法人信濃福祉 救護施設 旭寮	380-0873	長野市新諏訪1-25- 43	相談・訪問・見守り： 長野市 一時保護：長野県全 域	026-232-3412
特定非営利活動法人 サポートセンターとまり木	390-0303	松本市浅間温泉1-2 1-9	松本市	0263-50-6747

## 2 医療費の負担で困ったときは？

必要な医療を安心して受けることが出来るように、医療費の助けとなる制度があります。

- |                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| (1) 自立支援医療（精神通院医療） | (4) 国民健康保険料の軽減、減免 |
| (2) 福祉医療費給付事業      | (5) 後期高齢者医療制度     |
| (3) 高額療養費制度        | (6) 医療費控除         |

(1) 自立支援医療（精神通院医療）	
概要	精神疾患（てんかん含む）で、通院による精神医療を続ける必要がある病状の方に、通院のための医療費の自己負担を原則1割負担まで軽減する制度。
対象者	精神疾患のために生じた病態※ <sub>1</sub> に対して、病院又は診療所に入院しないで行われる医療※ <sub>2</sub> を受けた者。 ※ <sub>1</sub> 精神疾患の症状であるそう状態、抑うつ状態、幻覚妄想、情動障害、行動障害、残遺障害によって生じた病態 ※ <sub>2</sub> 外来診療、外来診療での投薬、デイケア、訪問看護等 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                         入院医療の費用、公的医療保険が対象とならない治療や投薬などの費用、精神疾患と関係のない疾患の医療費は対象外。                     </div>
受診医療機関	医療費の軽減が受けられるのは、各都道府県または指定都市が指定した「指定自立支援医療機関」（病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション） 医療の重複がなく、やむを得ない事情がある場合を除き、複数の医療機関を自立支援医療の対象とすることはできない。厚生労働省の指導に基づき、申請者の利便性や緊急時対応の理由では認められない。
窓口	市町村窓口（P47～）
手続き方法	以下の書類をお住まいの市町村の障がい福祉担当窓口へ提出して申請。 ○自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書 ○診断書（精神通院医療用）（2年に1度提出） ○世帯（保険単位）を確認するための書類 ・国民健康保険の方⇒「世帯」全員の被保険者証の写し（住民票の写しも必要となる場合あり。） ・健康保険の方 ⇒本人の名前が記載されている被保険者証や被扶養者証等の写し ○所得区分の認定に必要な書類 ・課税世帯 ⇒市町村民（住民）税の課税状況が確認できる資料（課税証明書） ・非課税世帯 ⇒市町村民（住民）税の非課税証明書、本人（18歳未満の場合は保護者）の収入が確認できる書類（障害年金などの振込通知書の写しなど） ・生活保護世帯 ⇒生活保護受給証明書 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  手続き後、<u>2か月ほどで通知が届く。</u> </div>
利用方法	自立支援医療受給者証とともに、支払いの月額上限の管理のために「自己負担額上限管理票」をもらい、診察等のたびに毎回自己負担額を記入する。
更新方法	受給者証の有効期限は、原則として1年。継続を希望する場合は、有効期限終了日の3か月前から更新申請の手続きが可能。※自立支援医療の有効期限を調整し、精神障害者保健福祉手帳と同時申請とすることが可能。その場合は、手帳用診断書1部を審査を行う。

■自立支援医療（精神通院医療）の自己負担額

世帯の所得水準に応じて、下記のとおり、ひと月あたりの負担上限額（かかった医療費の1割より高い場合は1割相当額）が設定される。市町村によっては、さらに独自の助成制度を行っているところもあるため、市町村窓口にお尋ねください。世帯の範囲は、住民票上の家族ではなく、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とします。

所得区分	対象世帯		月額負担上限額	
			一般	重度かつ継続
生活保護	生活保護世帯		0円	
低所得1	市町村民税	本人の収入が年収80万円以下	2,500円	
低所得2	非課税世帯	上記以外	5,000円	
中間所得1	市町村民税課税世帯	世帯の所得割 合計 3万3千円未満	医療保険の自己負担上限額	5,000円
中間所得2		世帯の所得割 合計23万5千円未満		10,000円
一定所得以上		世帯の所得割 合計23万5千円以上		20,000円※

※令和6年3月31日までの経過的特例措置

一定以上の所得がある方は、「重度かつ継続」に認定されることで、ひと月当たりの負担額に上限が設定され負担額が軽減されます。

【「重度かつ継続」の範囲】

統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障がい、薬物関連障がい（依存症等）の方、精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した方、医療保険の多数該当の方。

(2) 福祉医療費給付事業	
概要	医療機関等で保険診療を受けた場合、医療費の自己負担分を助成する。
対象者	乳幼児、障がい者、ひとり親世帯等
給付方法	お住まいの市町村に申請し福祉医療費受給者証の交付を受け、県内の医療機関等の窓口で提示すると、以下のいずれかの方式で助成を受けることができます。（市町村ごと助成方式の対象年齢は異なります。） ○窓口で最大500円の受給者負担金を支払うことで受診ができる。 ○窓口で医療費の自己負担分を支払い、後日、受給者負担金を除く部分について、市町村から支払を受けることができる。 受給者負担金の支払は、1か月あたり、1医療機関・1薬局等ごとに必要。
申請窓口	市町村（各市町村によって担当課が異なりますので、直接お問合せください。）
留意事項	対象者や受給者負担金等は市町村により細かく区分されています。 次ページに掲載したものは <u>精神障害者保健福祉手帳</u> 所持者を対象とした市町村別の実施状況です。乳幼児、その他障がい者、ひとり親世帯等については、市町村窓口にお問合せください。

この表の見方 ①お住まいの該当市町村を探す  
 ②該当者の障害等級が給付対象か確認  
 ③入院通院の別や所得制限と照らし合わせて、給付の状況について調べる。

障害等級	入院通院の別	所得制限		該当市町村	
		本人	扶養義務者等		
1級	入院・通院	所得制限なし	所得制限なし	北相木村	
1～2級	通院のみ	1級 特別障害者手当準拠 2級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠	千曲市 青木村 辰野町 飯島町 中川村 宮田村 松川町 高森町 阿南町 阿智村 根羽村 売木村 喬木村 豊岡村 大鹿村 小谷村 高山村 小布施町 山ノ内町 野沢温泉村 信濃町 小川村 栄村	
		特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	長野市(65歳未満に限る。65歳以上は「65歳以上国民年金法施行令別表」で資格認定) 飯田市 平谷村	
		1級 所得制限なし 2級 特別障害者手当準拠	1級 所得制限なし 2級 特別障害者手当準拠	松本市	
		所得制限なし	所得制限なし	岡谷市 諏訪市 茅野市 安曇野市 市 下諏訪町 富士見町 泰阜村	
	精神入院・通院のみ	1級 特別障害者手当準拠 2級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠	朝日村	
	1・2級入院	市町村民税非課税者	市町村民税非課税者(同一世帯者)	佐久市	
	1級通院のみ	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠		
	2級通院のみ	所得税非課税者			
	1・2級入通院	1級通院のみ	所得税非課税者	所得税非課税者世帯	上田市
		2級通院のみ	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	
入院・通院	1級 特別障害者手当準拠 2級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	伊那市 南木曾町(入院は自己負担額の1/2)	
		特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	小諸市 南箕輪村 池田町 松川村 須坂市	
		所得制限なし	所得制限なし	大町市 原村 箕輪町	
1～3級	通院のみ	1級 所得制限 2級 所得制限 3級 市町村民税非課税者	1・2級 所得制限なし 3級 市町村民税非課税者 (本人の生計を維持する配偶者又は扶養義務者)	中野市	
		1・2級 特別障害者手当準拠 3級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠	飯綱町 駒ヶ根市(18歳年度末までは入院も対象)	
		特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	天龍村	
		1級 特別障害者手当準拠 2級 所得税非課税 3級 市町村民税非課税者	1・2級 特別障害者手当準拠 3級 市町村民税非課税(同一世帯者)	飯山市	
	1級通院・精神科入院	1級 特別障害者手当準拠	1級 特別障害者手当準拠	下條村 (精神科入院の受給者負担金は自己負担額の3割)	
	2級通院 3級自立支援医療精神通院分	2・3級 所得税非課税	2・3級 所得税非課税		
	1級入通院 2級通院、精神科入院 3級精神通院	1・2級 特別障害者手当準拠(入院は市町村民税非課税世帯者) 3級 市町村民税非課税世帯者	1・2級 特別障害者手当準拠(入院は市町村民税非課税世帯者) 3級 市町村民税非課税世帯者	佐久穂町	

Ⅲ 生活費及び医療費に困ったときの支援制度

1～3級	1・2級は入通院 3級通院	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	東御市
	入院・通院	1級 特別障害者手当準拠 2・3級 市町村民税非課税者	1級 特別障害者手当準拠 2・3級 市町村民税非課税者（同一世帯者）	筑北村
		1級 特別障害者手当準拠 2・3級 所得税非課税者	1・2級 特別障害者手当準拠 3級 所得税非課税者（同一世帯者）	大桑村
		1級 特別障害者手当準拠 2・3級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠	上松町 軽井沢町
		1・2級 特別障害者手当準拠 3級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠	木曾町
		特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	塩尻市 御代田町 立科町 長和町 南相木村 木祖村 白馬村 木島平村
		1・3級 特別障害者手当準拠 2級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠	王滝村（1～2級入院及び3級の受給者負担金は、500円+500円を除いた額の1/2）
		1級 所得制限なし 2・3級 特別障害者手当準拠	1級 所得制限なし 2・3級 特別障害者手当準拠	川上村
所得制限なし	所得制限なし	小海町 南牧村 麻績村 生坂村 山形村 坂城村（精神科入院は対象外）		

（参考）福祉医療給付事業（精神障害者保健福祉手帳）の市町村実施状況（令和4年8月1日現在）

(3) 高額療養費制度	
概要	医療費の家計負担が重くならないよう、医療機関や薬局の窓口で支払った医療費が1か月（月の始めから終わりまで）で上限額を超えた場合、その超えた額を支給する制度。
対象者	公的医療保険に加入している全ての人
支給対象	保険適用される診療に対し、患者が支払った自己負担額が対象。 医療にかからない場合でも必要となる「食費」「居住費」、患者の希望によってサービスを受ける「差額ベッド代」「先進医療にかかる費用」等は対象外。 しかし、住民税非課税世帯の場合、入院時の食事代を減額する制度がある。
上限額	毎月の上限額は、年齢（70歳以上かどうか）や所得に応じて定められている。また、1つの医療機関での自己負担では上限額を超えないときでも、同じ月の別の医療機関等での自己負担を合算することができる。その他、いくつかの条件を満たすことにより、負担を更に軽減する仕組み（世帯合算・多数回該当）も設けられている。
窓口	加入している公的医療保険 どの医療保険に加入しているかは、保険証（正式には被保険者証）の表面にて確認が可能。

(4) 国民健康保険料の軽減・減免	
概要	国民健康保険の保険料は被保険者の所得等に応じて計算されるが、世帯の総所得金額が一定基準以下の場合、保険料が軽減される。また、特別な事情が生じ、保険料の納付が困難となったときには、申請により減免される。
対象者	上記に該当する方
窓口	市町村（各市町村によって担当課が異なりますので、直接お問合せください。）

(5) 後期高齢者医療制度	
概要	高齢者医療を社会全体で支える観点にたち、高齢者の医療費について、現役世代からの支援金及び公費で一定額を賄うもの。
対象者	75歳以上の方及び一定程度の障がい（精神障害者保健福祉手帳Ⅰ・Ⅱ級、療育手帳の重度(A)等）がある65歳以上の方。
負担額	医療機関での窓口負担はⅠ割～Ⅲ割
窓口	市町村（各市町村によって担当課が異なりますので、直接お問合せください。）

(6) 医療費の所得税控除	
概要	その年の1月1日から12月31日の間に、本人及び家族が支払った医療費（保険金等で補填される金額は除く）が10万円（総所得が200万円以下の場合は総所得の5%）を超えた場合、支払った医療費に応じて税金が計算し直され、税金の還付が受けられる。
手続き	確定申告の際に所定の手続きを行う。
窓口	各税務署 〈飯田〉 0265-22-1165      〈伊那〉 0265-72-2171      〈上田〉 0268-22-1234 〈大町〉 0261-22-0410      〈木曾〉 0264-22-2024      〈佐久〉 0267-67-3460 〈信濃中野〉 0269-22-3151      〈諏訪〉 0266-52-1390 〈長野〉 026-234-0111      〈松本〉 0263-32-2790